

# 地域を良くするプロジェクト

## —福井市共同募金委員会 助成金公募要領—



福井市共同募金委員会では、わたしたちの地域や暮らしをより良くしようと活動しているボランティアグループやNPO・市民団体を応援するため、共同募金を財源とする助成を公募で行っています。皆さまご活用ください。

### 1 助成金交付対象団体および事業

福井市内で活動する社会福祉法人や特定非営利活動法人、自治会等の地域団体及び福祉団体やボランティア団体が、地域や社会を良くする、豊かにする、元気づけるための地域福祉事業へ助成します。

(令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に実施する事業)

※活動が福井市の区域を越えて行われる団体には、広域活動支援事業での助成があります。

お問い合わせは、福井県共同募金会(22-1657)へ

### 2 対象外団体および事業

- (1) 事業開始後、満1年を経過しない団体
- (2) 国または地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業
- (3) 事業の対象が一般的に開放されず、団体の構成員の互助共催を主たる目的とする事業
- (4) 政治、宗教、組合などの運動の手段として行う事業、営利のために行う事業
- (5) 他の補助金との重複や公的補填のある事業
- (6) 総会など団体の運営に要する経費や福祉を目的としない事業
- (7) 助成による効果が期待できない事業
- (8) 3年連続同一内容で助成を受けた事業

※3年連続助成後は新規事業での申請をお願いします。イベント内容のみの変更は対象外です。(具体例別紙参照)

- (9) 自己財源や参加者負担金が申請額の1割に満たない事業

### 3 対象外経費

- (1) 組織の運営や管理事務にかかる経費
- (2) 人件費
- (3) 飲食経費(福祉サービス利用者には提供するものについてはこの限りではない)
- (4) スタッフ、ボランティアにかかる交通費、宿泊費、謝金
- (5) ボランティア保険
- (6) 高額な講師謝金
- (7) 全国大会や研修会に参加するための経費
- (8) 広告に要する費用(新聞掲載やテレビCM等)

(9) 自己負担が半分に満たない交通費

#### 4 選考基準のポイント

- (1) 解決したい地域課題は具体的に表現されているか。
- (2) 広く地域に期待される効果が見込まれるような事業内容になっているか。
- (3) 課題解決に向けて住民参加を積極的に促す事業計画となっているか。
- (4) 寄付者の共感を得られる事業内容になっているか。
- (5) 共同募金運動の協力は積極的か。

※新規団体による申請であること、または新規事業であることを評価の観点の一つとします。

#### 5 募集期間

令和8年4月1日(水)～4月30日(木)

#### 6 助成額

活動費10万円以内(令和9年度に助成します)

※応募件数や募金額によっては減額することがあります。

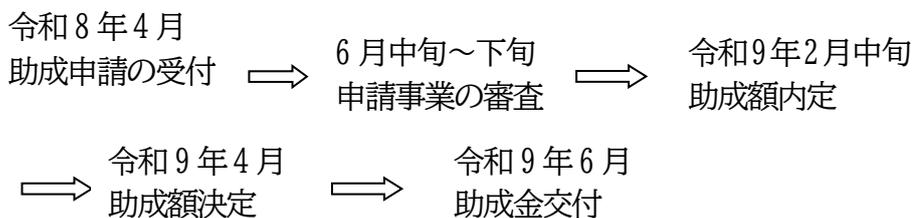
#### 7 審査方法

書面審査(事務局が事前にヒアリングをさせていただきます)

#### 8 助成申請書の入手方法

福井市共同募金委員会(福井市社会福祉協議会内)の窓口へお越しいただくか、福井市社会福祉協議会HP(<https://www.fukuic-shakyo.jp/>)からダウンロードしてください。

#### 9 助成交付までの手順



#### 10 お問い合わせ先

福井市共同募金委員会(福井市社会福祉協議会内)

〒910-0018 福井市田原1丁目13-6 フェニックス・プラザ1階

TEL 26-1853 eメール [chiiki@fukuic-shakyo.jp](mailto:chiiki@fukuic-shakyo.jp)